

令和5年度 東京都立大江戸高等学校（定時制課程）いじめ防止基本方針

令和5年4月1日
校長 決 定

1 いじめ問題への基本的な考え方

- (1) いじめを生まない、許さない学校づくりを推進する。
- (2) 生徒をいじめから守り通し、生徒のいじめ解決に向けた行動を支援する。
- (3) 教員の指導力を高め、学校の組織的対応力を強化する。
- (4) 保護者・地域・関連機関と連携した取組の充実を図る。

2 学校及び教職員の責務

保護者、地域住民並びに関係する機関及び団体との連携を図りつつ、学校全体でいじめ未然防止及び早期発見に取り組むとともに、生徒がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速に対処する責務を有する。

3 いじめ防止等のための組織

(1) 学校いじめ対策委員会

ア 設置の目的

いじめ防止対策推進法第22条に基づき、校長のリーダーシップの下、学校におけるいじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処に関する措置を実効的かつ組織的に行うことを目的とする。

イ 所掌事項

- 学校におけるいじめ防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処に関すること。
- スクールカウンセラーとの連携に関すること。
- 外部機関との連携に関すること。
- その他、いじめに関わる対応等、校長が必要と認める事項。

ウ 会議

月に1回程度、教育支援委員会内で実施する。

エ 委員構成

校長、副校長2名、生活指導部1名、進路指導部1名、保健部主任、1年次1名、2年次1名、3年次1名、4年次1名、特別支援教育コーディネーター及びスクー

ルカウンセラーとする。その他、校長が必要と認め選任する。

(2) 学校サポートチーム

ア 設置の目的

学校サポートチームは、問題行動への効果的な対応と未然防止を図るために、学校、家庭、地域、関係機関が一体となった取組を進めることを目的とする。

イ 所掌事項

- 学校だけでは解決できない事柄に関すること。
- 問題行動の未然防止、早期解決及び対応に関すること。

ウ 会議

学校サポートチームは、学校運営連絡協議会内に設置する。
必要に応じて、校長が招集する。

エ 委員構成

校長、副校長2名、教務部主任、生活指導部主任、進路指導部主任、総務部主任、学識経験者、地域教育委員会、警察署職員、地域小中学校長、地域関係者、保護者代表、その他校長が必要と認める者

4 段階に応じた具体的な取組

(1) 未然防止のための取組

ア 新入生の入学前情報収集。3～4月、全ての中学校へ連絡し、引き継ぎが必要な生徒についての情報を集め、全教員で共有する。

イ チャレンジ指定科目の授業において、エンカウンター、プレゼンテーション及びディベート等を取り入れ、人間関係形成能力・コミュニケーション能力を育成する。

ウ 「保健」の授業において、「STOP!いじめ」のDVDを活用し、いじめに関する授業を行う。(11月)

エ 教員の校内研修や職員会議を通し、いじめの態様や特質について共通理解を図り、チャレンジスクールである本校の特性を生かした対応を検討し合う。

オ 担任により問題を抱えた生徒への積極的な働きかけを行い、毎日の年次打ち合わせや、週1回の学年会で共有する。

カ 「ネット上のいじめ」の防止のため、入学準備説明会・部集会・チャレンジ指定科目・セーフティ教室(3月)において情報モラル教育を行い、生徒・保護者に周知する。

(2) 早期発見のための取組

- ア スクールカウンセラーによる、1年次の全員面接を行う。(4～11月)
- イ 年3回(4・8・12月)、担任による個人面談において生徒の様子を把握する。
- ウ 全教員による、一日3回の校内巡回を通じた生徒の観察を行う。
- エ 年3回(6・11・2月)、いじめアンケート調査を実施し、軽微ないじめを含めた早期発見を行う。

(3) 早期対応のための取組

- ア 通報・相談によりいじめの事実が疑われる場合には、担任・生活指導部・特別支援教育コーディネーター・養護教諭が連携し、事実の把握を正確に行う。
- イ 把握した事実に基づき、いじめが確認された場合には、すぐにいじめをやめさせる。
- ウ 被害を受けた生徒に対して、安全の確保・学習環境の確保を優先し、徹底して守り通すことを伝え、不安を除去する。
- エ 加害の生徒に対して、必要に応じて別室指導や特別指導を行い、被害を受けた生徒の学習環境の確保を図る。また、いじめの背景を分析し、加害の生徒の心身の育成を図る。
- オ いじめを伝えた生徒に対しても安全を確保し、また、クラス等で話し合うなどして、いじめを根絶する態度を行き渡らせる。
- カ インターネットへの不適切な書き込み等について、直ちに削除する措置を講じる。

(4) 重大事態への対処

- ア いじめられた生徒の安全及び落ち着いて教育を受けられる環境を確保する。
- イ 関係機関、専門家等と相談・連携して対応する。
- ウ いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案については警察と連携する。
- エ 東部学校経営支援センター支所に報告する。

5 教職員研修計画

(1) 年2回研修会を実施する。(7・11月)

(2) 「いじめ総合対策【第2次・一部改訂】」の活用

「いじめ総合対策【第2次・一部改訂】」を活用した校内研修を実施し、教職員のいじめに対する知識を高め、見聞を広めるとともに、対応のスキルアップを図る。

(3) いじめアンケート結果の分析

生徒に対するいじめアンケート結果を集約・分析し、全教職員で問題点を共有する。

6 保護者との連携及び啓発の推進に関する方策

(1) 保護者との連携

ア 学年通信(月1回発行)・ホームページ等により、学校の様子を保護者に伝える。

イ 保護者会(年1~2回)を通じ、保護者相互の情報交換により、生徒の友人関係を共有する。

ウ 文化祭等の行事に参加・協力してもらうことで、生徒の様子を観てもらうとともに、見守りを実施する機会とする

(2) スクールカウンセラー・ユースソーシャルワーカーの活用

ア 保護者相談の実施計画を年度当初に周知し、担任を通して気軽に予約できる体制をつくる。

イ いじめが発生した場合、被害の生徒・加害の生徒及び保護者に対するケアの具体的方策を相談する。

ウ 学校いじめ対策委員会において、事例をもとに助言を受ける。

7 地域及び関係機関や団体等との連携推進の方策

(1) 地域人材の活用

ア 学校運営連絡協議会の働きかけにより、地域からの生徒に関する情報を得る。

イ 近隣の小・中学校の教職員や保護者から、生徒に関する情報を得る。

(2) 関係諸機関の活用

ア 警察のスクールサポーターの巡回を通じて情報交換を行い(月1回程度)、連携体制を構築する。

イ 警察の少年係と「日々の連携」を行うため、生徒による啓発活動（痴漢防止等）に積極的に参加させ、情報交換をしやすい体制を構築する。それによって重大な問題行動が発生した場合の「緊急時の連携」に備える。

8 学校評価及び基本方針改善のための計画

- (1) いじめの未然防止に関する取組について、学校評価項目に加える。
- (2) いじめの早期発見に関する取組について、学校評価項目に加える。
- (3) 学校評価を受け、基本方針の改善を年1回行う。